

## 平成23年第2回御宿町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成23年6月17日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 2 議案第 1号 教育長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 平成23年度御宿町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 発議第 1号 御宿町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1号 発議第 2号 議案第4号 平成23年度御宿町一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議

---

### 出席議員（12名）

1番	松崎啓二君	2番	白鳥時忠君
3番	川城達也君	4番	新井明君
5番	石井芳清君	6番	伊藤博明君
7番	小川征君	8番	中村俊六郎君
9番	式田孝夫君	10番	貝塚嘉軼君
11番	大地達夫君	12番	瀧口義雄君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	大竹伸弘君
建設環境課長	米本清司君	税務住民課長	渡辺晴久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	佐藤昭夫君

---

事務局職員出席者

事務局長 岩瀬由紀夫君 係長 市東秀一君

---

◎開議の宣告

○議長（新井 明君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いをいたします。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

傍聴席に申し上げます。

本日は、傍聴席が混雑いたしますので、けがのないように注意してください。傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いをいたします。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いをいたします。

（午前10時02分）

---

◎発言の訂正

○議長（新井 明君） 木原企画財政課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

木原財政企画課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 冒頭の貴重な時間をおかりして本当に申しわけありませんが、昨日の石井議員の一般質問の中で、御宿台の用地の移管時期についてご質問の私の回答の中で、「23年度中」という回答を「24年度」と間違えてしまいました。おわびし訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

---

◎報告第1号の上程、説明

○議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第1、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

木原企画財政課長の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 報告第1号 平成22年度御宿町繰越明許費繰越計算書につい

て、ご報告いたします。

1 ページをめくり繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

内容につきましては、平成23年第1回定例会にてご承認いただきました繰越明許費と同様であり、契約額や財源を踏まえ、繰越手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

2 款総務費ですが、国際交流事業につきましては、アカプルコ市「日本広場」に日墨友好の碑を建設するにあたり助成するもので、6月下旬を目途に完了を予定しております。繰越額は81万4,000円で、財源につきましては一般財源を充当しております。

旧社会福祉協議会跡地舗装整備事業につきましては、町有地を有効に活用するため舗装するものであり、6月に契約、7月中旬を完了予定としております。繰越額は、工事費の500万円であり、財源につきましては国庫支出金、地域活性化交付金、きめ細かな交付金を充当しております。

公共施設管理備品購入事業費につきましては、町有地管理に係る乗用草刈り機や軽トラックを購入し、町有地の適正な管理に取り組むもので、5月26日に納車され事業が完了をしたところでございます。繰越額は、備品購入費の200万円であり、国庫支出金のきめ細かな交付金を財源充当しております。

3 款民生費ですが、老人保健精算事業費につきましては、平成22年度をもって会計が廃止されることから、高額医療費等の23年度分について一般会計が引き継ぐもので、年度末を事業の終期としております。繰越額は医療給付費や償還金などで86万4,000円、財源につきましては既に収入を受けております老人保健特別会計繰入金を充当しております。

次に、4 款衛生費ミヤコタナゴ環境整備事業につきましては、天然記念物であるミヤコタナゴの棲息地の環境保全に取り組み、保護増殖に努めるもので、9月上旬に執行を予定し、10月下旬に事業の完了予定としております。繰越額は委託金の45万3,916円で、財源といたしましてはきめ細かな交付金を充当しております。

5 款農林水産業費の漁礁整備事業につきましては、漁獲量の安定を図るため漁協の協力により漁礁の設置を行なうほか、カジメの利活用について調査研究を行なうもので、8月上旬に契約、24年3月を完了予定としております。繰越額は調査委託費、工事費を合わせて600万円であり、財源につきましては国庫支出金のきめ細かな交付金を充当しております。

6 款商工費ですが、回遊マップ作成事業は、町内の観光回遊、周遊マップを作成し、交流人

口の増加はもとより地域の活性化を図るもので、7月上旬に発注し、9月下旬に完了予定としております。繰越額は委託費の50万円で、財源につきましてはきめ細かな交付金を充当しております。

駐車場看板整備事業は、町内の各観光駐車場にサイン看板を設置するもので、6月上旬に入札、工事完了を7月上旬に予定しております。繰越額は工事費の200万円で、財源につきましてはきめ細かな交付金を充当しております。

7款土木費の町道1036号ほか舗装修繕事業は、六軒町地先等の町道の舗装修繕を行なうものであり、5月19日に契約し完了という形でしております。繰越額は工事費の1,300万円で、国庫支出金のきめ細かな交付金を財源充当しております。

以上、繰越明許費繰越計算書についてご報告を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（新井 明君） 以上で、報告第1号を終了いたします。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井 明君） 日程第2、議案第1号 教育長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 議案第1号 教育長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

平成21年2月4日から平成23年3月31日までの間、教育長の給与の月額30%を減じた額としておりましたが、今年4月に浅野教育長が選任されましたので、改めて7月1日から同額を減じるための条例改正を行わせていただくものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

「平成21年2月4日から平成23年3月31日」とありますものを、「平成23年7月1日から平成27年3月31日」に改めるものであります。

附則として、この条例は平成23年7月1日から施行をするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（新井 明君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） ちょっと一言お伺いしたいんですけれども、教育長は4月から教育長になられましたね。これは教育委員会からの互選でなったと思うんですけれども、こういう30%カットという話が出ていますけども、それを承知であなたは教育長になったんですか。そのときは承知していたんでしょうか、それをちょっと一言だけお伺いします。

○議長（新井 明君） 浅野教育長。

○教育長（浅野祥雄君） 私自身、以前の教育長かそのようなことになっていることは承知していました。

○議長（新井 明君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） 以前なっていたということを承知していたということは、今回は別にまた振り出しに戻ったわけですから、そういうことはないということで私は認識しております。その中で、教育委員会というのは特別な部署でありまして、町から職員を派遣してやっているところでもあります。教育に力を入れているところでもあります。町長のマニフェストの中で、町長自身は自分が削減するのはそれは結構。なぜ教育長をも削減しなくちゃいけないんですか。それを一言ちょっとお聞かせください。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私のマニフェストの中に、私は5割削減ということでやらせていただいておりますが、非常に財政改革といいますか財政が厳しいということの中でやっております。そういう中で、教育長さんは互選で出てこられましたけど、前教育長さんもそのように町のために思いまして、それをやっていたのでありますので、教育長さんにも……。

（「聞こえません」と呼ぶ者あり）

○町長（石田義廣君） 浅野教育長さんにも、そのようにいかがなものでしょうかということでお話を申し上げた次第でございます。

○議長（新井 明君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） 3度目になりますから、そんなことをやったってしょうがないんですけれども、そんなに町は苦しいんですか。そうやって一緒に下げさせるようなことをして。自分のことは自分、教育関係は教育関係で関係ないでしょう。お話をしたのはそれは結構。それで承知したんだったらそれでも結構。私は苦しいからそうやって下げていると思いますよ。いろいろな面で困って、いろいろな補正予算がいっぱい出てきているけど、何なんだよこれはって、そういうふうに関心取りますよ。答弁は結構ですけれども、私はそういう考えです。教育のほ

う力入れてもらうためには、私はカットもせず、しっかりやってもらいたいと思っています。それだけです。

○議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 5番、石井です。

ただいまの質疑の中で、町長の給料の50%削減ですね。これはご自身のマニフェストであるということを確認いたしました。いわゆる町三役については言及していないということで理解をしたところでございます。

で、いま一度お聞かせ願いたいわけでありますが、たしか町長が就任されて間もなく21年2月ですか、一番最初の議会だったというふうに理解をしておりますが、この中で、町長は今般と同様の教育長の減額ですね。今般と同様の教育長の給料の減額の条例を提案されたということになっております。今前段者から質疑もございましたが、町長ご自身の口から、本案の教育長の給料につきましては、町の財政状況、行政需要を勘案し、給料の30%を減額することとしというような説明を賜っております。

今、前段者も教育の大切さを説いておられましたけれども、私はこの議会で、教育長というのは特別な職にあるものだということで、教育長の服務規定ですね、これが適用されるか否かをお伺いをいたしました。これは当時総務課長が答弁をいたしました。規定をされると。いわゆる一般的には事務官の最高位の職であるという認識だということで理解しておりますが、それは現在も変わりませんか。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 教育長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条にその職務等が記述をされております。教育委員会の指揮監督のもとに、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどるとされております。また、教育委員会の事務局について、事務局の事務を統括し所属の職員を指揮監督するというものでありまして、常勤の職員ということになります。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 私は、さきの臨時会の景気浮揚策の議案の審議の中で、防災のかなめである職員の給与を引き下げることにはあってはならないと確認をしております。町長は、その後事務局にお見えになりまして、そのとき心配ないですよとおっしゃっていたということを私

は記憶をしておりますが、町長、それは間違いございませんか。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ちょっと申しわけないですけども、趣旨がちょっと。もう一度お願いします。よく聞き取れなかったんですが。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 先般の景気浮揚策、クーポン券のときですね。景気浮揚策ですね。1,700万円でしたか。そのときの私の質疑の中で、防災のかなめである、要するに今後ですよ、こうした大変厳しいという財政状況の中で、防災のかなめである職員の給与、これ引き下げることがあってはならないということで町長にそのことを確認をいたしました。

そして、その後、町長は事務局にお見えになって、ちょうど私がおりまして、そのときに町長は、心配ないですよと重ねておっしゃったというふうに私は記憶をしているわけです。それで間違いございませんか。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 教育長に関しては、これから町行政を教育分野でご担当いたたくということで、私の考えをご理解いただいて、強制とかそういうものではございませんので、いかがでしょうかということでやってきた次第でございます。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 特別職また教育長は、給与の改定等につきましては、これまでは行政改革の一環の中では、平成16年4月1日から始まっております。現在の30%カットにつきましては、平成17年4月1日からということになっておりまして、そういう計画の中で今回、再上程をさせていただいているということでご理解をいただければと思います。

よろしく願いをいたします。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 5番、石井です。

前段者も指摘されているとおり、教育委員会は独立の組織になりますが、独自の財源はなく財政上では事実上町に依存していることになっており、大変弱い立場であると私はこのように認識をしております。教育長の給料を減ずることが、ひいては教育現場からの財政要望の萎縮につながる懸念をされます。まして御宿町、そしてこれからの日本を担う子供たちの教育です。町長も五倫文庫の理事をされておられたことがあると伺っておりますので、あえて申



すまでもないとは思いますが、1903年の暴風雨で御宿小学校が倒壊したときは、全村民の賛同を得て1日5人の掛け金で小学校を見事に再建されました。

小学校が倒壊するほどの災害ですから、村民の皆さんも相当の被害があったと推察されます。それでも教育に厚いのが御宿の町民です。特にこの間は問題を起こす子供がおり、教育長を初め地域の皆さんの協力も得ながら、数年をかけて今ではほとんど平常な教育環境に戻ったと聞いております。さらにちょうど1年ほど前でしたか、小学生の命が脅かされる事件が発生し、それこそ心身張り詰めた中での対応を取っていただき、事なきを得たと伺っております。

特に今般の大震災を教訓にして、子供たちの安全、とりわけ命を守るという重責を担っておられます。これらを承知の上で教育長の給料の減額を要請するのでしょうか。それほどまでに御宿町の財政が逼迫していると教育長は認識しておられるのか、再度お伺いをいたします。

○議長（新井 明君） 浅野教育長。

○教育長（浅野祥雄君） 皆さんのおっしゃっていることはよくわかります。しかし、今、大変世の中の情勢が苦しいときがあるということで、教育は、お金だけではありません、心と子供たちの安全のために見本となるようなことをしたい、あるいはせつかく今までの積み重ねをしっかりと守っていききたいなというふうに私自身思っています。

以上です。（拍手）

○議長（新井 明君） 傍聴席は静かにしてください。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、私の考えは繰り返しになりますが、行政の中で教育行政をお願いするということで、私と心をつにしてお願いするということで、この報酬、給料の関係はお話を申し上げたところです。

○議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行ないます。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井 明君） 日程第3、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正を踏まえ、御宿町では現在存在しておりませんが、一般職の非常勤職員について、仕事と育児の両立を図られる勤務環境を整備するため、本条例の一部改正を行わせていただくものであります。

改正の内容といたしましては大きく2項目ございまして、1点目に、一般職の非常勤職員が育児休業を取得できる措置の新設についてであります。

2点目に一般職の非常勤職員が部分休業を取得できる措置の新設をするものであります。それでは、新旧対照表にてご説明を申し上げます。

1ページ、第2条は、育児休業をすることができない職員について規定したものであります。第3号を追加するもので、育児休業を取得できる要件として、ア、次のいずれにも該当する非常勤職員とする。（ア）任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である者。（イ）その養育する子が到達する日を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員。（ウ）といたしまして、勤務日の日数を考慮して、町長が定める者。大きいイであります。次の条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員。ウ、その任期の末日を育児休業の期間に末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を、育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの。

2ページに移りまして、「第2条の2」を「第2条の3」とし、第2条の次に次の1条を加えるものであります。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2、育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該の各号に定める日とする。

第1号、次号及び第3号に掲げる場合以外の場合、非常勤職員の養育する子の1歳到達日。  
第2号、非常勤職員の配偶者が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において、当該子を養育するために育児休業法、その他の法律の規定による育児休業をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合、当該子が1歳2カ月に達する日とするものであります。

第3号 1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期限の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき、当該子が1歳6カ月に達する日とするものであります。

3ページに移りまして、ア、当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日において育児休業をしている場合、又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日において地方等育児休業をしている場合。

イといたしまして、当該子の1歳到達日後の期間について育児休業することが継続的な勤務のために、特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合。

第3号に次の6号、7号を加えるものであります。

第6号、第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

第7号 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

4ページに移りまして、第19条を次のように改めるものであります。

(部分休業することができない職員)

育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

第1号、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員。

ア、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員。

イといたしまして、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員。

第20条第1項を次のように改めるものであります。

部分休業の承認は、勤務時間条例第2条から第5条までに規定する正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて30分を単位として行なうものとする。

第2項の次に第3項を加えるものであります。

第3項、非常勤職員に対する部分休業の承認につきましては、1日につき、当該非常勤職員について、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

附則、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上のとおりであります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（新井 明君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番、松崎啓二君。

○1番（松崎啓二君） いろいろ読んでいただいてご苦労さまでございます。しかし、これを読んでもらってわかる人が何人いるだろうか。これはもっと、今まではこうだったんだけど、改正してこうなります。よろしくというような説明の仕方をしていただきたい。皆さんわかりましたか、これを聞いていて。読んでいる人間だってわかっていないんじゃないのか、きっと。ぜひそのようにしていただきたい。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 冒頭、申し上げましたが、今現在御宿町にはこのような職員の採用形態はございませんけれども、今般、法律の改正に伴いまして町も雇い主がその条例の整備をしておくという内容になっておりまして、この中でわかりにくかった内容というのは、一般職の非常勤職員という規定なんかもわかりにくいことではないかと思ひます。

地方公務員法等で、特別職と一般職というのはどういうものなのかということに、簡単にご説明をさせていただきます。

特別職というのは、公務員の職のうち選挙によって就任する職であります。地方公共団体の長であるとか、地方議会議員などが含まれるわけであります。また、このほかに町議会の議決もしくは同意が必要とされているそういう職についても、特別職扱いとなってございます。

一般職につきましては、特別職以外の採用選考によって任命される職員すべてを言うわけあります。この任用条件によりまして、これは地方公務員法第17条で任用については細かく規定をされておりますが、その中で非常勤職員というものが規定をされるわけあります。この非常勤職員というのは、常時勤務を要しないとされる職員の総称であります。例えば消防団員

のような特別職のものと、嘱託等の一般職のものがあるわけであります。

以上が内容になっておりまして、次回から細かい資料を添付してわかりやすいようにしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行ないます。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井 明君） 日程第4、議案第3号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、渡辺税務住民課長より議案の説明を求めます。

渡辺税務住民課長。

○税務住民課長（渡辺晴久君） それでは、議案第3号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本案は、地方税法施行令の国民健康保険税……。

○議長（新井 明君） 傍聴席に申し上げます。

静かにしてください。

○税務住民課長（渡辺晴久君） 本案は、地方税法施行令の国民健康保険税の課税限度額が見直されたことに伴いまして、町保険税条例について施行令に合わせた改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

1 ページの第2条第2項は、医療分に係る課税限度額を規定する条文です。限度額を「50万円」から「51万円」とするものです。

第3項は、後期高齢者支援金等の課税限度額を規定する条文です。限度額を「13万円」から「14万円」とするものです。

第4項は、介護納付金の課税限度額を規定する条文です。限度額を「10万円」から「12万円」とするものでございます。

下段、第21条は、国民健康保険の納税義務者及び世帯に属する被保険者の所得が一定額以下の場合における減額について規定した条ですが、課税限度額をそれぞれ見直すことから、関係条文について整備するものでございます。

2ページの附則については、施行期日、適用区分を規定するものでございます。

なお、本改正案につきましては、去る6月3日に開催されました国保運営協議会においてご協議いただき、ご承認をいただいたことを申し添えます。

以上で御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長（新井 明君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 5番、石井です。

再度確認をさせていただきたいと思いますが、本条例でいわゆる保険税が上昇するという世帯数というのは、どのようになっておるのでしょうか。それから、総額は幾らになるかということですね。

それから、今回は条例であります、国民健康保険の運用といたしまして、例えば繰り入れでありますとか、それから財調の取り崩しですね。これは会計の中での話だと思えるんですけども、それらについてはどのようにされたのか。特にご承知のとおり先ほどもありましたが、町民の暮らしですね。国保税というのは最低の保険というんですか、特に昨今は企業等の景気、特に3月の大震災以降は解雇されるという事例も私も事実伺っておるところでございます。そうした中で、社会保険から国保に移るといの方も見込まれるというふうに思うわけですが、そうした中で大変厳しい財政運用の中での対応だということは、私も認識しておりますが、それも含めまして、ただいまの内容について答弁をいただきたいと思っております。

○議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

○税務住民課長（渡辺晴久君） 改正案によって及ぼす影響ということでございますが、影響世帯につきましては国民健康保険税の現在把握しております課税基礎数値を用いた試算で行った場合ですが、医療分で36世帯、支援分で55世帯、介護分で33世帯が現行の上限額で到達して

おります。ですから、上げた場合、こちらの方々がさらに引き上がるという形になりますので、この世帯数が影響すると。ただし、この医療分、支援分、介護分が合わせて1世帯に課税されることとなりますので、世帯ベースで影響ということになりますと、最も多い支援分の限度額の到達世帯数の55世帯が、何らかの影響を受けるというふうに考えております。

また、引き上げた場合の額を現行のものと比べますと、全体で130万円の影響と試算をしております。

○議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 国保の運営状況ということで、本当にいつもご心配をおかけして申しわけございませんが、昨年度皆様からご同意いただきました国保の安定化のための法定外の繰り入れを3,000万円いただきまして、基金関係も今現在5,000万円という状況でございます。決算の状況を見ますと、今決算のそれぞれの国・県の交付額の確定状況が上がってきておる状況でございますが、今般、私どものほうも何か安定化のためにいい方法がないかということで、特別徴収交付金というのがございまして、こういったものの交付申請についても手を挙げたり、事務サイドでいろいろ試行錯誤をさせていただいておりました。それが影響したかどうかは直接わかりませんが、安定化のための事業が、当初見込みよりも2,000万円くらい多く入っておりまして、繰越金も6,000万円くらいができるんじゃないかという状況がございませぬ。

基金条例の規定による5分の1を積み立てるということとなりますと、合計といたしまして約620万円くらいが基金として積み立てられるかなど。そうなりますと1カ月分の医療費が約6,500万円くらいかかっておりますので、年度末にきて、そのくらいの基金があることによって、何とか乗り切る事ができるのかということで、今回は法律改訂以外の単独での保険料の値上げというものは、運営委員会でご協議をさせていただきまして見送ったわけでございます。

単年度収支の動向といたしましては、24年度、再来年度と単年度収支自体は1,700万円くらいの赤字を見込んでおりますので、綱渡り的是ではございますが、町民の経済状況も非常に厳しいという状況もございますし、踏ん張りながら調整していきたいなど。これにつきましてはまた、運営委員会等にご協議いただきまして、その辺の動向を調査し、また、お話をしながら今後の体制をつくっていききたいというふうには考えております。今のところは何とかなるだろうというような状況でございます。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 5番、石井です。

大変厳しい台所事情の中、懸命な努力をされているということは理解をいたしました。そこで、町長にお伺いをいたします。先般の1,700万円の景気浮揚策もあったわけではありますが、この条例の改正案、今お伺いいたしますと世帯にしておよそ55世帯、額にして130万円の影響ということでございます。ちょっとこの辺は何とかならなかったのでしょうか。町長のご判断についてお伺いしたいと思います。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 国保財政非常に厳しい中でございますので、担当部局と協議いたしまして、このようなことでお願いを申し上げた次第でございます。

○議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

渡辺税務住民課長。

○税務住民課長（渡辺晴久君） 限度額の引き上げの考え方ということで、一応事務的な立場から説明させていただきます。

医療費が増数し、課税総額が増加していく中で、課税限度額を据え置くことは、課税限度額を超える方の負担を増やさないという効果がある半面、課税限度額に達していない中低所得者の方への負担を増やすことになる。そういったことで本法が改正になっておりますので、今回、そちらのほうの趣旨に基づきまして改正をお願いするという、これは事務的な話ですが、添えさせていただきますと思います。

○議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行ないます。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井 明君） 日程第5、議案第4号 平成23年度御宿町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

木原企画財政課長より、議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第4号 平成23年度御宿町一般会計補正予算案（第3号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ4,350万円を追加し、補正後の予算総額を32億6,950万円と定めるものでございます。

補正の主な内容ですが、東北関東大震災で配布した防災備蓄品の補充や避難誘導看板の設置など防災関連について補正するほか、旧御宿高校の施設購入費、堺川生活排水処理施設にかかわる管理経費、県のモデル事業として採択されました里山づくり活動の支援等について補正を行っております。

補正財源といたしましては、里山づくり活動支援事業に係る県補助金のほか、平成22年度からの繰越金3,980万8,000円を充て収支の均衡を図りました。

それでは、補正予算の各費目にわたる詳細について、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

5ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございますが、12款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務費負担金で29万2,000円を計上、防災無線の個別受信機について、設置件数が当初予定を上回ることから、町分担金条例に基づき受益者から負担金として15台分を計上するものでございます。

次に、15款県支出金ですが、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の90万円は、県のモデル事業として里山づくり活動支援事業が採択されたことから追加するものでございます。

内容といたしましては、有害鳥獣耕作放棄地対策としても連携した取り組みや里山の新たな再生保全の創出に取り組むもので、補助率2分の1、100万円が上限となり財政力をもとに算出され、補助を受けるものでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、平成22年度からの繰越金で3,980万8,000円を充当し収支の均衡を図りました。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入は、宝くじ助成事業にかかわるもので、このたび須賀区が

一般コミュニティ分として採択を受けましたので250万円を計上するものです。

以上、歳入予算として4,350万円を追加しております。

続いて6ページ、歳出予算についてご説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、4目企画費ですが、町内に住民登録がなく家屋を所有している方約1,900名を対象に、定住化にかかわるアンケートを実施することから、返信用郵便料について、12節役務費で12万4,000円、アンケート印刷費1万9,000円を追加するものです。17節公有財産購入費2,560万円ですが、旧御宿高校の用地並びに施設を購入するもので、購入額については県の鑑定額から3分の1減額を受けたものでございます。19節負担金補助及交付金250万円は、歳入予算にてご説明しました須賀区における一般コミュニティ助成であり、その全額を交付するものです。

7目防災諸費ですが、防災備蓄品の補充、持ち運び型の防災無線のバッテリー修繕、災害用毛布のクリーニング等について11節需用費並びに12節役務費について、それぞれ所要額を追加するものでございます。14節使用料及び賃借料、15節工事請負費ですが、津波避難ビル表示看板や避難誘導看板等を設置するものであり、東電柱に表示するなど万一に備えて円滑に避難できるようそれぞれ所要額を追加するものでございます。18節備品購入費の100万9,000円ですが、歳入予算にてご説明しましたとおり、防災無線の戸別受信機について設置件数が当初予定を上回ることから追加計上するとともに、各施設において放射線量が測定できるよう計測器を購入するものでございます。

2項徴税費、1目税務総務費ですが、県の滞納整理推進機構の職員派遣について内示がありましたことから、職員派遣負担金として10万5,000円を追加し、税の徴収強化を図ります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費ですが、11節需用費で473万6,000円の減額、補正予算第1号にて追加補正しました被災者受け入れにかかわる賄いについて、4月中に事業が終了したことから不用額を減額するものでございます。13節委託料の52万5,000円ですが、基幹系システム導入にあたり国民年金に係るデータについても、早急に移行が必要なことから追加計上するものです。19節負担金補助及び交付金ですが、あかね園の作業棟増築に伴い夷隅広域負担金における知的障害者施設分について追加するものであり、広域組合規約に規定される負担割合により82万5,000円を補正するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費ですが、保育所や児童館の土壌について放射線量を計測するほか、児童館において災害発生時に着用するヘルメットを配備することから、12節役務

費並びに18節備品購入費について、それぞれ所要額を計上するものでございます。

3目保育所費ですが、保育士の産休取得に伴い欠員が生じ、臨時職員を新たに雇用することから7節賃金で131万1,000円のほか、災害時の園児避難用リヤカーやヘルメットを配備するため、18節備品購入費で32万4,000円を追加するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費ですが、4節共済費15万8,000円並びに7節賃金115万2,000円は、臨時職員1名を雇用するもので、ゴミ袋制度の準備やミヤコタナゴ事業など環境衛生事務の的確な対応に努めます。また、11節需用費の38万7,000円、並びに13節委託料の229万1,000円ですが、いずれも堺川生活排水処理施設にかかわるものであり、動力制御盤の修理のほか、施設内に汚泥が堆積していたため緊急に除去作業を行なうものでございます。

8ページに移り、5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費ですが、13節委託料で200万円、里山環境保全を初め、里山環境を活用した活性化を推進するため、実谷、七本、上布施地区を中心とした協働手法による活性化策の検討を行なうものでございます。

9款商工費、1項商工費、3目観光費ですが、4節共済費11万1,000円並びに7節賃金76万8,000円は、臨時職員1名を雇用するもので、より充実した観光活性化対策に取り組みます。11節需用費及び14節使用料及び賃借料につきましては、海水浴場のライフセーバーの安全を確保するものであり、これまでの合宿から少しでも標高の高い旧岩和田小学校へ移転することから、生活上必要な水道修繕や仮設ふる設置などについて、それぞれ所要額を追加するものでございます。13節委託料100万円ですが、観光客を踏まえ有事の際に対応したマニュアル作成を行うものでございます。18節備品購入費ですが、観光事務事業で使用する公用車が故障し緊急に対応する必要があることから、追加補正をお願いするものです。

9款教育費ですが、1項教育総務費は児童生徒の安全対策として各学校におけるグラウンドの放射線量検査を実施するため、12節役務費で10万5,000円を計上するものです。

3項中学校費は、生徒用パソコン3台についてハードディスクが劣化し、授業に支障が生じることから修繕料として14万7,000円を計上するものです。

次に、4項社会教育費は公民館1階の空調設備が故障し、利用環境に影響があることから修繕料として6万9,000円を計上するものです。

5項保健体育費ですが、旧岩和田小学校施設にかかわるものであり31万8,000円の追加でござい。災害時等の安全面から海水浴場にかかわるライフセーバーの宿舍移転に要する経費や、有事に避難所としてトイレ機能の向上を図るため11節需用費から15節工事請負費まで所要

額を計上するものでございます。

以上、歳出予算総額4,350万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を32億6,950万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（新井 明君） これより10分間、暫時休憩といたします。

（午前10時50分）

---

○議長（新井 明君） 議長から一言申し上げます。

質問者も回答者もゆっくりと話していただきたいと思います。理解できないという話もありますので、よろしくお願いいたします。

では、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時03分）

---

○議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） ちょっと二、三お伺いいたします。

まず、今回のこの補正予算の件ですが、きのう一般質問の中でも、緊急活性化対策で宿泊協同組合の関係でクーポン券を出す件がありましたね。あれもいろいろ聞かれていましたけれども、その中で、その前に私らが産業建設委員会でもこれを取り上げてやっております。これ5月16日の産業建設委員会の議事録なんですけれども、いろいろな話の中で、一番最後に町長のご答弁をちょっと今読み上げたいと思いますので、ちょっと聞いていてください。

「今、委員長からお話がありましたけれども、キャンペーン議論については伊藤議員さんの意見の中で、簡単に一言で言えば町、町民公平な検討をするということでございますので、時間が少し少ないけれども、ちょっと検討をさせていただいて、案について今月中に、またある程度の案を皆様にお示ししたいと、集まっていたとということではなくてですね、こういう案を考えましたけれども、いかがでしょうかというご提案をさせていただきたいなと思います」、こういう答弁を最後にいただいております。

これはなぜかという、宿泊業組合だけではなくて、やっぱり二次的な災害が大きく起こっております。特にこの地域はもともと不景気な過疎化している地域ですから、不景気な地域で

ございますから、いろいろな仕事に対してもみんな必死になって生きている状態でございます。だから、私がこの宿泊業組合だけではなく、全般にわたって何か景気対策をやっただけなにかということに対しての最後の町長のこういう答弁になりました。だから、私はこの産業建設委員会の中でこれ賛成いたしました。

だけど、今回のこの補正予算を見させていただきますと、何もそらしいものはできていない。まして、今月中に何か案を提出するとのことではあっても、この5月中にもそういう提出もなかった。町長はどういうお考えでこれを申し上げたのか、ちょっと先にこの1点だけ答弁を。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今月中にということは入っておりますでしょうか。伊藤議員さんからご意見をいただいた中で、きのうも申し上げましたけれども、それを受けまして町づくり委員会を開いているいろいろご意見をいただいて、それで中身を精査いたしまして、皆様方にご提案を申し上げようと考えているところなんです、このたびの6月の補正予算にはその町づくり委員会での内容については入っておりません。内容的におくれておりますけれども、その辺はおわびを申し上げます。

○議長（新井 明君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） 町長、今月中にというのは今月じゃないですよ、先月中の話ですよ。先月にこれ委員会が開かれているんですから。委員会が開かれて、すぐその3日後ですか、臨時議会が開かれてこの案件を通してのわけですから、その辺ちょっと誤解しているんじゃないかと思うかもしれませんが、その辺をだから先月中に何で案を示されていないんですかと。あなたがそういう答弁をしているから、私らは、じゃあ、そんなら結構でしょうと、全般にわたって景気対策をやってくれるんならいいでしょうよと、そういうことで産業建設委員会で承認をしたわけですよ、私は。それについて何の一言も今まで、先月中にも一言もない。ねっ、それで今日のやつにもそれらしきもの一つも載っていない。きのうは貝塚議員が、一生懸命に自分のほうに2回目、3回目のそういうことを考えてくれないかとやっていたけれども、宿泊業組合だけじゃ困るんですよ。サラリーマンだって困っているんですよ。大きく言えば、いろいろな産業全部、全般にわたって。それを私は委員会の中で申し上げたでしょう。だけど、何でこの1点だけを取り上げるんですかって。

そういう約束を守れないんだったら、そういう言葉を言うんじゃないの。そうでしょう。だ

って、それでここにいる何人かの皆さんは聞いていたでしょう。どうなんですか、町長。不審がられますよ、こういう答弁をしておいてそういうことがないということは。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど申し上げました今月中にという私の頭の中に、ちょっと記憶がなかったんですね。しかしながら、そこに議事録として上がっていますということは、まあ反省いたしますが、今後、いろいろな案をいただいていますので、精査してご提案を申し上げたいと思います。

○議長（新井 明君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） どっか、記憶になかったという言葉は、何か随分過去にロッキード事件で何か聞いたような記憶があるんですけども、それはそれで結構です。町長、やはり町長もそういう言葉を言ってくれたんですから、我々もそれに同意して賛成して、そのときに修正動議も出ました。出ましたけれども、私は、では、議会の筋道にのっとってやったわけです。だから、そういう約束したことを、全部やれと言うんじゃないんです。少しずつでもいいから考えていただきたいなと思います。これは要望で終わらせます。

続きまして、6ページのこの公有財産の購入とありますけれども、2,560万円ありますけれども、これを考えたら結構な話です。昨年10月ごろからですか私らに話もありまして、その話を伺って、私らの記憶の中だと11月に現地を見に担当課長と行った記憶があります。その中で、その後何回もこうやって協議を重ねてきております。私も資料をいただいておりますけれども。それで、ついついですか、最後にはもう、最後の5月23日の全員協議会の中で、どうしてもこれを買いたいという話がありまして、いろいろな中身についての検討をこちらから、議員さん、いろいろな人からいろいろな話が出ました。何をやるんですか、買って何にお金がかかりますか、それとまた、町民の皆さんにもいろいろな意見をいただいていますよねと、また、職員の皆さんにもアンケートをとっていただいていますねと、そういう流れの中でやってきたと思うんです。

我々議員というのは、町民から負託されてこの議会に出ているんです。私たちは、あんな、行政がやることに全部反対だとかそういうんじゃないんですよ。これはちょっとまだ早いだろうとか、ちょっとお金がかかり過ぎだろうとか、将来に不安が残るだろうとか、そういうことに対してのチェック機関なんですよ、我々議会というのは。だから、前にも町長に個人的に申し上げたつもりなんですけれども、何で議長、副議長がいて、いろいろな委員会の委員長がい

て、何でもいろいろなことをやる前にちょっと相談しないんですかと。御宿ほど合議制に議会を利用しているところはないんですよ。議員協議会、こんなことをやっているところは御宿だけです。それで話があれれば議長がまとめて議員協議会をやって、検討をするんです。

そちらから出されてきて、急にこういう話ですよと言われても、なかなかこれだけの建物つきのものを買うというのには、非常にこれから先不安になることが多いですよ。だから、何でもこの今ここでこれを購入費用に充てなくちゃいけないのか、また、先に今年度中でも十分に時間があるんじゃないかと、中身をもっと検討をしてからでもいいんじゃないかと。町長の答弁の中で、そのときには何か松崎議員から質問をされました。中身は何もないのに買うのかよと言ったら、「はい、そのとおりです」と町長は答弁していますよ。

中身がないのに買う、とんでもない話じゃないですか。町当局が、みんなの大事な血税を集めたお金で買うんですよ。中身がないものを簡単に買う、安いから買う、そんなことでいいんですか。まず第1点は、何でもこの6月にこれ、補正予算でこの6月にどうしても出さなくちゃいけない理由というのは、町長、中身がないのに何でも購入するんですかと、何でも煮詰めて皆さんからの意見も参考にして、それからでも遅くはないんじゃないんですかと、そういう意見が多数出ています。そういう考えはないんですか。出してきたからこそ、やはりそういう考えがないから出してきたとしか私は受け取れませんけれども。まず、その1点だけお伺いします。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 第1点目でございますが、なぜ6月議会に提出したかということでございますが、今の伊藤議員さんのご意見の中にもございましたように、この旧御宿高校跡地については、1月に皆さん方に現地を視察していただきました。町民の皆さん方、また町づくり推進委員会の皆様方もいろいろと見ていただきまして、その後に感想といいますか、ご意見をアンケート形式でいただいております。その中でいろいろなご意見、やはり私どもが考えていましたように、福祉、教育文化の方面にいろいろな幅広いわけでございますが、その中でもう一つは、やはり避難所とか防災の面ということがその時点でもございました。

そういう中で、今回の議会を通して、また以前にも私申し上げましたけれども、この時期が早まった理由は、3.11の東日本大震災を受けまして、あの状況、あの惨状を見まして、現地に皆さん方とも行ってきましたが、とにかく私はあのような大きな地震が御宿を襲ったときに、これはもうできるだけ早く備えをしておいたほうがいいと。地震の発生確率等もいろいろ言われておりますが、私も現地を見まして、あるいは皆さん方、町民の皆さん方、いろいろな方々か

のご意見を入れまして、もうこれはできるだけ早いほうがいいということでお願いを申し上げた次第でございます。

第2点目につきましては、やはり私は何度か皆さん方に申し上げたと思いますが、千葉県も全部その計画が決まって、例えばグラウンドとか、あるいは校舎とか、こういう活用をしますよと、全部決まらなくても、もう地域の事情に応じて少しずつ決めていけばいいと、活用をしていけばいいということで、とりあえず私はこの前申し上げましたけれども、グラウンドとかマネジメントハウスという量の部屋が北側にありますけれども、そういうものを活用しながら少しずつ校舎等を需要に応じて活用をしていくというようなお話を申し上げました。同時に、やはりこれも時期が早まった理由に関係しますが、早い段階で購入させていただいて、ライフラインの整備を初め、また今申し上げましたグラウンド、あるいはマネジメントハウス、整備できる部分は整備いたしまして、いつ災害が起こっても対応できるように、そこを避難所として、あるいは災害がある程度長期的にわたる場合にもそこに逗留できるような体制を整えておきたいということで、このたびお願いを申し上げたわけでございます。

○議長（新井 明君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） 当然のことながら、住民の生命と財産を守るのはこれが一番のことでございますから、その辺はご理解申し上げます。しかしながら、避難所、町長は避難所とか防災の拠点としたいと過去にも言っていますけれども、そんな場所は御宿にはいっぱいあります、高台のところは。まして、町有財産を御宿は天の守地先、あの土地を高く買ってきております、一等地を。ああいう土地を活用することも何も考えない。岩和田小学校を解体して、その後のことをまだ考えていない。町有地の跡地利用、まだ余っているところがいっぱいあります。御宿台の何かを踏まえて、議員がおっしゃった御宿台の学校用地のところもある。大きな高台で、こういう大きなところがいっぱいあります。御宿は山を控えていますから、避難所としてはメキシコとサンドスキー、岩和田のほうから来ると、それと天の守地先、それとこっちにずっと山手全部ありますよ。それより先に、町民の生命と財産を守るんだったら、防波堤をもっと高く早くやったほうがいいんじゃないんですか。きのうあたりも一般質問にもそういう質問が出ていたでしょう。生命と財産を守るんですから。避難所じゃないんですよ。避難所に指定されているんです、あそこは。御宿で指定しているでしょう。

まず、1点目を意見をされるんです、私は。町長、どうお考えなんですか、これは。

○議長（新井 明君） 石田町長。



○町長（石田義廣君） 避難場所、避難所ということでございますが、今も伊藤議員さんが言われました、やはり今回の東日本の大震災を見ましても、例えば一時的にそこに避難する場所は空き地とかそういうことでもいいと思いますが、やはりある程度長期にわたれば、やはり建物とか施設が必要になってくると思います。そういう中で、今考えますと役場がいろいろなこういった情報機関といいますか、やはり一番の拠点になるのではないかと思います。

そういう中で、あるいは社会福祉センターもかなりの高地にあります。B&Gもございます。サンドスキーといいますか天の守地先あの辺は施設的には町有地はございますが、施設ではございません。そういう中で、やはり高台にある施設は、町民のために、また災害が起きたときのために備えをしておく必要があると、そういう考えでございます。

○議長（新井 明君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） おっしゃることはよくわかるけれども、僕も同じ言葉の言い返しになっちゃうんですけれども、避難する場所、その前に被害をもっと少なくすることが先じゃないんですかと、私は言っているんです、起きたときに。いつ起こるかわからない東海地震、東方沖地震、NHKで夜遅くによくやっています、いつ起きてもおかしくない。そっちをやるほうが先なんじゃないんですかと私は言っているんです。こういうことはもっと煮詰めたって、私はこれを買うなど言っているんじゃないんですよ。もっと煮詰めてからで結構じゃないかと。私はそういう考えで言っているんです。

それで、何かこんなひもつきの値段で、2,560万円と出てきているけれども、私は3,600万円、1,000万円高いやつで、いろいろな方向に使ったほうがいいと思いますよ、買うんなら。どうせ買うんだったら、いろいろな考えのできる方向で。もう私は個人的に、さっきも言ったように町長とも話をしました。私はこういう考えですよと私が申し上げたところです。生命と財産を守るんだったら先に防波堤ですよ。岩和田地先、浜地先、あの辺にいるんだよ、みんな。確かに海のロケーションも悪くなりますよ、高い防波堤をやれば。でも、生命と財産を守るためだったらこれはやむを得ないでしょう。避難とかそんなのは後の話ですよ。被害をいかに早く、少なく食いとめるかが先じゃないんですか。

次に、入ります。

次、7ページの環境衛生費、賃金なのか特別臨時職員賃金でありますけれども、これはさっきミヤコタナゴ関係だとおっしゃっていましたがけれども、ミヤコタナゴの何なんですか、この辺ちょっと1点だけ伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 全体的にはミヤコタナゴだけではなくて、他の事業の対応とか、指定ごみ袋移行に伴う事務のお手伝いということで考えております。また、ミヤコタナゴの関係につきましては、今ちょうど決済がおりたところでございます。委員会の中で実働隊というんですか、そういう人たちを町民から募ってやったらどうかというご意見がございました。そういう中で、今後そういう人たちを募集していくということを考えています。そういう事務関係とかお手伝いも含めてお願いしたいということでございます。

○議長（新井 明君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） では、その点は了解しました。

では、次に最後にもう1点だけ。8ページの里山環境整備委託というのがありますね。これの詳しい内容をちょっと教えていただけませんか。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 里山環境整備委託は、御宿町で中山間事業で町の農村振興基本計画をつくっております。そういった中で、御宿台から実谷に抜ける道路の丁字路の先ですね。その山について営農委員会や実谷の区民とのお話の中で、そういった一帯を整備したいという協議があったことと、また今まで行ってきた実谷の中山間の中でワークショップ、そういった事業を行なった中で、県のほうで今回モデル地区としてその一帯を区民の方たちと協議して、構想をつくって、今後の千葉県モデル事業としていがかかということで、ある程度打診があり、お願いしたところです。

面積的には約100ヘクタールのうち協定が結ばれる部分について、実際に遊歩道の整備や植栽、そういった形で見ることのできる里山をつくって、保全をしていきたいと。あわせてこの事業を行なう上で、里山再生協議会という形で実谷の区民、また区長を中心として中山間の方、今後できればほかの事業を行なっている方たちと協議会をつくって、合意形成の中で事業を進めていきたいということで考えております。

○議長（新井 明君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） 中山間整備事業に伴う里山のこのいろいろな環境づくりだということで、それは理解いたしました。確かにこの御宿町は自然が多くなっております。しかしながら、里山と呼べるところは、せめて1カ所ぐらいしかありません。里山というのは人間の手の入ったところ。今は荒れ放題です、どこでも。だから、里山とは実際見えません。そういうところ

に力を入れてくれるというのは、これは結構な話です。観光のほうも海だけじゃ人がなかなか、これは大変な海や海岸は御宿の財産ですけども、貴重な財産ですけども、これは山のほうにもそういう観光の基地をつくって、やはり1泊でも2泊でもして、ゆっくり御宿でしたいとそういう場所を、うまく提供してやってくださいよ。よろしくお願いします。

○議長（新井 明君） ほかにありませんか。

5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 5番、石井です。

先ほどの同じ質問になるかと思いますが、6ページの公有財産購入ということですが、前段者の中で現在町有地がたくさんあるという指摘があったというふうに思いますが、昨年度決算ベースの中に、町の町有地ですね、これはいかほどあるのかと。それと今回のこの予定地ですね、ここにいろいろ予算を計上されていますが、その面積についてお伺いしたいと思います。

○議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 22年度末に普通財産として持っている土地というご質問だと思いますが、宅地、田畑、原野、山林、雑種地その他ということもありますが、合わせて約61ヘクタールということになっています。議案に提出しました旧御宿高校については、校舎の面積、敷地ですね、これが5万9,775平方メートルということでございます。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 5番、石井です。

それで、議員のほうには先般の協議会等でお示しをいただいたところではありますが、いわゆる今般の購入費が、これはたしか税込みだというようなご説明をいただいているわけですが、それから、次年度、これは今年度ですね。次年度の直近で施設を整備をします。それから、およその維持管理費ということで、先般表でお示しいただいたと思うんですけども、再度簡単に説明をお願いします。

○議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） これは6月2日の全員協議会でご説明させていただきました。御宿高校を購入して初期に使える状況にする、ライフラインですね。これは水道、電気等。またグラウンド等についてもとの状態に戻す。また、登り口のガードレールを修繕するという状況の中で、現在判明しているといいますか、まだ実は電気も切っておりまして、水道のほうも

切っておりますから、その施設内の水道がどうなっているか、その辺はちょっと不明な点がございませう。その前提条件でご説明した額ですけれども、初期には1,500万円最低でもかかると。維持管理していく年間のほうでね、これについては1,000万円かかるというご説明をさせていただいております。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 5番、石井です。

了解いたしました。

次に、同ページであります。防災諸費の中で防災施設工事という項目が載っております。161万何がしということで、これはいわゆる先ほどの説明の中では高さですか、避難誘導、津波の含めて、きのうの一般質問の中にもあった、小川議員が提案された内容の具現化等の予算であろうと思います。

防災施設工事という中で、先ほど伊藤議員から防潮堤ですね。これはきのう小川議員も同様な趣旨の提案をさせていただいたというふうに理解をしておりますが、しかし、町長の答弁の中では現状の条例、また規定の中では非常に難しい状況があると。既に県等の規則と申しませうか、その高さというのは充分現在のところあるというような判断があるというようなお話を伺っております。防災という点では、私ももう一点御宿町として非常に大事なものは高潮ですね。それから津波。高潮、それからこれからの豪雨の中で、もう一つきのう私は指摘し忘れたんですけれども、やはり特に須賀地先の冠水がございませう。この対策として私はかなり前の都市計画の審議会の中でのそういう議論を、私はちょっと資料を取り寄せまして検証させていただいたんですけれども、たしか都市計画の審議の経過の中に、いわゆる駅裏ですね。久保橋の近辺ですか、あの辺に調整池をつくるということが、非常に効果的ではないかという意見がたしか出されておったように記憶をしております。

私も、伊藤議員の先ほどの意見と全く同様なんです。防災というならば、そういうもう普段から、しかもこれは解決方法まで一定積み上げられてきているわけです。こういうものにお金を使ったらどうでしょうか。しかもこれは私は充分補助金、そういうものに該当するというように思うんです。これ本当に毎年困っているんですよ。あの須賀の信号は水で埋まっちゃうじゃないですか。それを放置するんですか。逃げる場所はたくさんあるじゃないですか。これだって町民の大事な財産ですよ。子供たちの通学路でもあります。その認識はないんですか。それはどういうふうに解決されるんですか。防災工事160万円ではできないかもわかりま

せんけれども、防災工事の一環じゃないですか。お伺いしたいと思います。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 防災工事と一口に言っても、いろいろな防災工事があると思います。先ほど伊藤議員さんがおっしゃいました防波堤の高さを上げるとか、あるいは今おっしゃいました調整池をつくるとか、いろいろあると思います。そういう中で、何を優先するかということが当然問われるわけですが、今、ご指摘の久保橋の調整池、部田前地先と言っているのでしょうか、やはりあそこも都市計画の中で未来的に非常に重要な土地になっておりまして、あそこをどういう形で改善していくかという、非常に大きな課題だと思います。それが一つあります。そこに調整池をつくる云々はまた別といたしましてですね。しかしながら、今回ご提案させていただきましたのは、1つには千葉県との協議の経緯もありますけれども、議員協議会等で申し上げさせていただいておりますが、千葉県の意向は、23年度中に取得することが望ましいという1つのことがございます。そういうわけで先ほど申し上げました3.11の大災を受けまして、私はできるだけ早いほうがいいという判断をさせていただきまして、ご提案を申し上げさせていただいたということです。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 5番、石井でございます。

次に、防災諸費という中で、防災無線戸別受信機購入ということがございます。この防災無線、かなりの数が町内、家庭に配備をされておるわけでありましたが、これもかなり年度がたっているという中で、たしかこれは中に乾電池を入れる。普段は100ボルトでコンセントでつないで常時、それで防災放送を受信する形態になっておりますが、緊急時等については、コンセントを抜いても中に電池を入れて、屋外で防災放送を受信できるというような形態になっておったかというふうに思います。しかし、これはなかなか電池そのものの管理が難しく、大体数年単位で入れっ放しにしてしまうという中で、液漏れが起こってやはり機械そのものが壊れてしまうと、もしくは電池を入れておってもその電池がなくて、持って出たんですけれども電池切れで用を足さないということも想定されると思いますので、これは答弁要りませんので、そうしたものの今後防災のいろいろな施策を打っていくと思いますので、必ずその中で周知をいただきたいというふうに思います。

それから、社会福祉、児童福祉費の中で特に保育所ですか。保育所でヘルメット、それからリヤカーですね。ヘルメットは先日質問をさせていただいた内容だというふうに思いますが、

リヤカー、私も教育民生常任委員会の委員といたしまして、保育所の避難等について視察をさせていただいたところでございます。そして、このリヤカー。リヤカーといいましてももう専門のものがあるんですね。私はびっくりしました。きちんとブレーキとかがありまして、坂道等でもきちんととまるということで、やはり乳児でありますので、それを昔であればこういうロープみたいなやつですね、そういうもので集団で移動をしたわけですけども、それではやはり時間もかかるという中で、私は非常にこのリヤカーというのは有効な措置ではないかというふうに理解をしたわけであります。

ここの例えば岩和田の保育所の避難であります、現状では先般も答弁いただいたところありますが、岩和田小学校への避難ということでございます。この岩和田小学校であります、まだたしか旧教室は残っておるといふふうに思うんですね。たしかこれは耐震強度もないということで危険校舎だという中で、早急に取り壊す必要があるというような答弁をいただいたように記憶をしております。避難場所で、せっかく岩和田小に避難をして、校舎が倒れてきて——中に入っているわけじゃないですよ——で被害に遭うということが想定されはしないんだらうか、私は大変心配しております。

それともう一つ、今回の津波の中で1波、2波、3波ありました。直近だと致し方ないかもわかりませんが、通常15分、これでどれだけ逃げ切れるかというのが一つのポイントかなと私自身は思っております。2波、3波がございまして、せっかく岩和田小学校へ逃げて、それから先どうするんでしょうか。私は何度か教育民生委員でもありますし岩和田小学校を見させていただいたことがあります、たしか給食室がありますね。あそこに若干の小さい駐車場がございまして、そこの裏が塀というんですか、2メートルぐらいありますかね、高さが。ブロック積みになっていたかと思えます。たしかあどきに先生から指摘を受けたのは、そこがひびが入っていて、砂が漏れてきて危険だから、何とか修繕してほしいというようなことを当時伺った記憶がございまして。

何を言いたいかと申しますと、あそこから次の避難場所に移るときには、現状ではあの岩和田小学校の進入路を下っていかなくちゃならないんですね。しかもくだったところには何があるかという川です。ですから、その一番上の駐車場から真っ直ぐサンドスキー場へ上がる、そういう避難路が必要なんじゃないんですか。そういうことはこの予算に乗っているんです。大事な問題じゃないですか。あその高さで充分足りているとは思えませんよ。それについて確認をしたいと思えます。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） きのうの一般質問の中でもお答えをさせていただきましたけれども、避難所等につきましては、今現在のその避難所が適正であるのかどうかということについても、防災計画の見直しとあわせて検証をしていくということでもありますので、その辺でご理解をいただきたい。避難にあたって時間の余裕、石井議員さんも15分ぐらいが目安だという話をされておりますけれども、できるだけ安全な、可能な限り安全な避難をしていただく。ですから、時間に余裕があれば直接サンドスキー場のほうまで避難をしていただくというのが、今取れる最善の策ではないかと思っております。

そういうことで、状況によって臨機応変に対応していただくような、そういう防災訓練にも今後努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 5番、石井です。予算には乗っておらないということで、一応避難場所に指定してございますので、子供以外の方も、近所の方も当然避難を想定されているわけがありますし、さっき言った旧教室の分ですね。これは、じゃあ、いつやるんですか。

○議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） これにつきましては、区とも話しているわけですが、夏の繁忙期、をはずし、9月以降には壊したいというふうに考えています。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 5番、石井でございます。

次に、7ページの中でこれは先ほどの臨時職員の中で、指定ごみ袋制の移行ということで、これは先般私が一般質問した内容であろうかと思っております。具体的に大分詰まってきたというふうに思います。これについて今後どのようにされていくのか、一応施策の方向について簡単にお伺いしたいと思います。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 指定ごみ袋の件につきましては、現在、計画の案を作成してほぼ案としてはでき上がっているということでございます。今後、産業建設委員会、また全員協議会、議員協議会等を通じまして、その案を協議していただくというような形になろうと思っております。基本的には住民説明等を行いました後に、今年度の12月あたりに条例を提出し、そして実質施行につきましては、準備期間等いろいろありますので、平成24年9月あたりをめ

どに実施をしていけたらと考えております。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） ごみ袋の指定制については、広域のごみ処理場への業務の移管ということの中で、一定必要性は認めるわけではありますが、やはりこういうご時世の中、今日はずっとこう議論をしておりますけれども、町民の負担になると、新たに負担にならんような対応を準備をいただきたいというふうに思います。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 基本的に指定袋制度をとるということは、一番の目的がごみの減量です。それともう一つ、排出者による負担の平等性ということを考えております。現在、この近隣、あるいは千葉県でも指定ごみ袋でないのは御宿町だけというような状況になっています。そういう中で、今後広域ごみ処理施設ができて上がるまでに、負担割合とかいろいろ検討に入ってくると思います。そういう中で、御宿町の搬入する全体のごみ量が少なくなれば、今後の協議にはなりますけれども、御宿町自体の負担金がもしかすると軽減されるのではないかと、そういう考えも持っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

2番、白鳥時忠君。

○2番（白鳥時忠君） 修正動議を提出いたします。

○議長（新井 明君） ただいま、2番、白鳥時忠君から修正動議の提案がありました。

修正動議に賛成の方はいますか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（新井 明君） 修正動議に賛成がありました。

修正動議は成立いたしました。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（新井 明君） 修正動議を日程に追加し、追加日程第1号とし、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新井 明君） 異議なしと認めます。



これより修正動議、準備が整うまで休憩といたします。

(午前 11 時 48 分)

---

○議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 57 分)

---

◎発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 明君） 発議第 2 号 議案第 4 号 平成23年度御宿町一般会計補正予算（第 3 号）に対する修正動議を配付します。

(資料配付)

○議長（新井 明君） 白鳥時忠君、登壇の上、説明願います。

(2 番 白鳥時忠君 登壇)

○2 番（白鳥時忠君） 発議第 2 号 平成23年 6 月 17 日。

御宿町議会議長、新井 明様。

発議者、御宿町議会議員、白鳥時忠。

賛成者、御宿町議会議員、伊藤博明、松崎啓二、小川 征、式田孝夫、中村俊六郎。

議案第 4 号 平成23年度御宿町一般会計補正予算（第 3 号）に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の 2 及び会議規則第17条第 2 項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

(提案理由)

ただいま提出いたしました一般会計補正予算（第 3 号）のうち、公有財産購入費 2,560 万円に対して本予算からの削除を求める動議の趣旨説明をさせていただきます。

旧御宿高校跡地に関しては、町づくり推進委員会で使用目的について調査・研究いたしました。御宿町民にも広く意見を募集し検討いたしました。募集した意見にも町づくり推進委員会の購入に値する結論は出ませんでした。

役場職員への購入に対してのアンケートでさえ、購入に対しては将来の財源負担を考慮し、慎重に考えたほうがよいというような意見が大半でした。例えば、二、三十年後の建物撤去費用による財政負担が重荷になる、町に施設を購入する資金があるとは思えない、起債で購入した場合でもかなりの改修費用がかかるなどの意見が、長年御宿町行政を担ってきた職員の声と

してアンケートに掲載されています。そして、議会でも議員協議会、全員協議会で購入に対しての説明が行なわれましたが、議会の意見として目的が明確になるまでは慎重に議論し、使用目的が決定されてから購入に関しての議案を出すべきではないかという考えの議員が大半を占めました。

議会としては、石田町長に対して目的が明確になるまで旧御宿高校跡地購入は慎重に検討をしたほうがよいということを、再三にわたり進言しましたが聞き入れられず、今回の補正予算に計上されました。

提出理由として、千葉県から御宿高校跡地購入の判断を23年度中にしてほしいという意向に沿って手続した場合、6月定例会でなければ間に合わないという石田町長からの説明がありましたが、説明に反して千葉県からは23年度中が望ましいという意向であって、断定するものではないとのことでした。つまり、6月定例会でなければ間に合わないという理由がどこにあるのでしょうか。

また、石田町長は購入にあたっての議会からの質問には3つの点を挙げました。

1つは、防災の拠点として活用したい。2つ目は、避難所として活用したい。3つ目は、校舎はマネジメントハウス、グラウンドなどは福祉、文化、教育の面で広く将来にわたって活用をしていきたいという説明がありました。まず、防災の拠点ですが、防災の拠点は御宿町役場であり、仮に拠点を分散するというのであれば、御宿町地域防災計画の抜本的な見直しが求められます。そして、100名に満たない職員では対応できるのか疑問に思います。

次に、避難所としての活用を考えるということですが、千葉県との災害協定を結べば、購入しなくても旧御宿高校跡地は災害の際の避難所として使用できます。しかしながら、避難所として懸念されるのが津波が来た場合、清水川が決壊し、進入路が水没する懸念があります。旧御宿高校跡地を目指したがために事故に巻き込まれることもあります。また、地震ハザードマップ、揺れやすさマップ、液状化危険度マップでも危険地域に示されています。

次に、校舎のマネジメントハウス、グラウンドの活用についてですが、これについては全く具体性がなく、今後検討をしていくということです。御宿高校跡地取得に伴う諸経費の試算がなされましたが、2,500万円の必要経費が計上されましたが、これはあくまでも最低限の修繕で実際工事をしてみないとわからないところがあり、余りにも不明確であること、また年間の維持経費が1,000万円かかります。

町長は、町政マニフェストの中で、町民の皆様とのお約束、4年間で実行しますと、このよ

うに書いてあります。例えば中学生までの医療費無料化に取り組みます。障害者福祉を充実しますなど、旧御宿高校跡地の維持経費1,000万円で、町長のマニフェストの推進ができると思います。石田町長は自分で掲げる町政マニフェストに対する考えが、崩壊しているのではないかと思います。そして、毎年の維持経費による負担は、御宿町財政に重くのしかかり危機的状況を招くことでしょう。

以上が、町長の購入に対しての説明と私の問題点の指摘であります。国・県及び御宿町財政が逼迫している中、目的が明確でないにもかかわらず、余りにも唐突に本案件を上程すること、今後長期にわたり歳入の減収が見込まれる中、また、東日本大震災復興による影響で御宿町は来年度以降、国からの交付税の減収が予想される中での2,560万円という多額な事業費を、利活用目的があいまいなまま将来的な先行投資に使用すること、防災計画全体に対し場当たりのあいまいなままでの理由づけは、町民に対して不安を与えるだけであると思います。さらに、御宿町には広大な公共用地がほかにあるにもかかわらず購入すること、基本計画、実施計画との協議がされていないことなど、すべてにおいて事業内容が充分精査されていないと考えます。

議会も、職員も、町民も慎重に考えるべきとの進言を再々しているにもかかわらず、貴重な財源を使って旧御宿高校跡地を購入することを現状では認めるわけにはいきません。よって、本予算からの削除を求めます。

議案第4号 平成23年度御宿町一般会計補正予算に対する修正案。

議案第4号 平成23年度御宿町一般会計補正予算（第3号）の一部を次のように修正する。

第1条中「4,350万円」を「1,790万円」に、「32億6,950万円」を「32億4,390万円」に改める。

第1表中、歳入歳出補正予算の一部を次のように改める。

金額の詳細に関しては記載してあるとおりです。

以上が修正動議の提案理由であります。何とぞ動議に対しまして、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（新井 明君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 貴重なお時間を申しわけございません。

一言私から述べさせていただきます。

3月11日に発生いたしました東日本大震災は、被災地のみならず日本の全国に大きな被害を与えております。4月1日から2日にかけて私たちは南相馬市を訪れました。1地域ではありましたが被害の惨状をこの目で見ることはできませんでした。未曾有と言われる大災が東北地方で発生いたしました。この房総、あるいは東海地方にいつ発生するか現時点ではわかりません。しかし、かなり高い確率で発生する恐れがあると言われております。私はあの現場の惨状を見て、またマスコミを通じて伝わってくるさまざまな悲惨な状況を見て、今、私たちの町は何をしなければいけないのか、私は私の立場で何をしなければならないのかと考えました。私は、町民の皆様の生命と財産を守ることが第一だと考えました。この大災を経験して、かねてから懸案になっていました高台にある旧御宿高校の跡地を、防災対策の一環として、一日でも早く買い求め、備えをする必要がある、こう判断し、このたび緊急措置として補正予算をお願いいたしましたわけでございます。

ご賢察の上、ご判断をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（新井 明君） これより討論を行いません。

まず反対の方の発言を許します。

11番、大地達夫君。

○11番（大地達夫君） 11番、大地です。

議長からお許しを得ましたので、平成23年度一般会計補正予算（第3号）に対して出されました修正動議に対して、反対の立場から意見を述べさせていただきたいと思っております。

私自身御宿に住んでいながら、今問題となっております旧御宿高校の敷地に足を踏み入れたのは、この県からの払い下げの話が出てから議会で行った現地視察が初めてでございました。その印象はまず広いな、でかいな、高いなでございました。一番表側に近い教室棟の最上階に上って見えた景色は、こんな景色が御宿にあったのかとの驚きを覚えたのを記憶しております。

部田前の高地とJRの線路先に続く御宿市街地、そして、網代湾からその先に続く太平洋へと、まさに一望できるではありませんか。この教室で学んでいた高校生たちは、この景色のすばらしさを本当に享受していたんだらうかと、これが学校施設でなかったら物すごい価値であろうという驚きでございました。そして、3月11日の大震災、この日を境に日本人の意識が大きく揺さぶられたのです。幸いにもこの御宿町はこの大震災の被害は軽微で済んでおります。しかし、収束先が見えない、制御不能に陥った原発トラベルの原因も含め、想定外でとか、ま

さかそんなことと言っていた権威ある発言が、今まさに厳しく糾弾される現実があります。

1, 200年前に東北で起きたほぼ今回と同じ規模だったと言われる貞観地震を初め、歴史的に検証された大地震は、以後30年以内に必ず日本列島の至るところで大地震や火山の噴火を引き起こしているという事実が新聞報道されていました。かつて御宿の津波のデータからは8メートルが基準のように意識されていますが、これをはるかに超える津波がこの町を、それも遠くない将来に襲うかもしれない可能性が大いにあり得るのです。

昨日の一般質問に対する石田町長の答弁では、この不測に関し防災に対しての備えを1とし、2として地域の活性化に寄与するという話がありました。思うにこの2の部分が具体的でないというところに結論を今出せないぞという疑義を生じされたのではないかと推察するところがあります。昨日の一般質問の中で貝塚議員が、岩手県の葛巻町の例を出して、町活性化への取り組み姿勢を鼓舞しておりましたのでさっそく調べてみましたところ、人口は7,000人ちょっとで当町と大差なく、ただ面積は御宿の20倍近く、ただただ広く、新幹線や高速道路からはかなり遠い交通の僻地とのことでもございました。厳冬期には交通網がないということもあり、観光には向かないという地だそうです。その葛巻町が今全国から注目されているということなのです。

その注目されている事例成果は、広い面積を利用した牛の放牧委託事業とワイン製造及び古民家を使ったサービス業と、自然エネルギーでの発電事業だそうです。発電は風力を初めバイオマス発電等で町の必要電力の180%を起電力し、余りを売電に回しているんだそうです。ここから私たちが学ばなくてはいけないのは、冬厳しい東北の山間交通へき地で、特に恵まれた資源がない中でも、今ある環境を何とかして自分たちの将来、地域の将来に向けて活用できないかというマイナス部分をも、自前の取り組みの中で昇華してしまった本気度ではないでしょうか。

現実的な話として、町の財政状況は決して左うちわではないだろうというのは、住民ほとんどが理解していることだろうと思います。今回、県から提示された金額は不動産的な価値からいっても、破格の好意的な金額です。広いな、でかいな、高いなのこの施設を使って、御宿の将来に新たな何を描けるのか、どれだけの交流人口を呼び込めるのか、どれだけの雇用を生かせるのか、今まさに御宿の将来に対する我々の本気度が試されているのではないのでしょうか。

以上の観点から、この取得を是とし、修正動議に反対するものです。（拍手）

○議長（新井 明君） 次に、賛成の方の発言を許します。

傍聴席静かにしてください。

8番、中村俊六郎君。

○8番（中村俊六郎君） ただいま提出されました白鳥議員の提案に賛成の立場から意見を申し上げます。

バブル経済崩壊以降、景気は後退し、回復が見込めない状況の中で、民間経営も疲弊し、雇用条件も悪化するばかりです。その上、3.11の東北地方太平洋沖地震や福島原発による影響や避難対策など行政が抱える課題は日ごとに増えております。また、御宿町の状況を見れば、少子高齢化による各種制度の下支えとなる人口の減少や団塊の世代の退職など、産業も乏しく高齢化の著しい当町にあっては、ほかに収入源となる財源も厳しく、町財政は非常に逼迫した中にあります。さらに県下一位となる高齢化率による福祉対策など近々の課題も多くなっており、果たして町財政の健全化がいつまで保たれるのか、町執行部のみならず議会としても非常に心配しているところにあつて、突然何の計画もないまま、旧御宿高校跡地の購入という結論が石田町長から議会へ示されました。

跡地については、議会においても数度の説明協議がなされましたし、一般町民の皆さんや役場職員による意見聴取も実施された中にあつて、大半の方々の意見が見合わせる必要があるというアンケート結果が出ているにもかかわらず、石田町長は事業を実施しようとしております。石田町長は、町民の皆さんとのお約束4年間で実行しますと言いながら、自己の都合のよい解釈でマニフェストを先送りしたばかりか、目先の都合で進んでおります。今回の高校跡地用地の購入にあたっては、多くの関係者が将来計画の有無を確認しても、いまだに目的も示さず、従来から懸案となっております旧岩和田小学校用地や、天の守町有地の有効活用においても目途が立っていないのが実情ではありませんか。

町長が唱える住民との協働や自身のマニフェストに掲げている町民の皆さんの意見に耳を傾けるという町長の姿勢は、約3年間の町政運営で180度変わってしまったのでしょうか。このような計画性のない行財政運営を重ねていけば、必ず危機的な状況が生まれます。議会や町民の声を聞かず、独断的な手法で町民にきちっと説明もないまま進めば、緩やかではありますが危機的な状況変化に気づかないまま、最後は破滅へと向かうのは必定です。町民は町の将来が見たいのです。きちっとした設計構想に基づく御宿の将来像を見せて、町づくりの実現のために町民と協働する、それを見せるのが政治ではないでしょうか。現状の町政運営は事業の必然性や町民が安心した生活実現するための施策に乏しく、目先の雰囲気だけの判断を強制的に実

行するという感はぬぐえません。このままの行政運営では、町民の知らないうちに財政破綻にもなりかねません。

以上のような理由から、本補正予算の見直しをすべきと判断し、白鳥議員の提案に賛成いたします。

以上です。

○議長（新井 明君） 次に、反対の人の発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（新井 明君） では、いないようですので、賛成の方の発言を求めます。

5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 5番、石井です。

ただいま上程された旧御宿高校を購入する予算を減じる修正予算案に対し、賛成の立場から意見を申し上げます。

1、財政。

財政計画では、昨年が年間を通じて町税でマイナス5%、今年度が当初予算でマイナス6%、しかも震災後の経済状況の中でさらに下回ることが考えられる。国も同様に震災復興に12兆円規模を超える財政出動が想定されており、景気の落ち込みもあり、町への交付金や補助金等も減じることが予想される。

中学校の体育館の建設は、本来であれば教室棟と一緒に建設すべきであったものを、小学校の耐震化が求められる財政上の理由から5年たった今でも、子供たちに満足な教育環境が提供できていない。しかもこの間、政府民主党の活性化対策などの新たな交付金枠を活用して、1年でも半年でも前倒しできないかという議員の提案にも、準備不足もあり当初計画のまま来年度着工予定となっている。

本年度の一般会計予算は、32億円を超えるなど近年になく多額となっているが、購入だけで2,560万円、利用には初期費用で2,500万円が見込まれ、教育長の給料の3割カットを求めるほど財政が逼迫している中、利用の明確になっていないものに財政出動する状況にはなく、活性化どころか町民サービスの低下を招く事態が想定される。

2、防災。

旧御宿高校は、現在も避難場所として利用できる状況であり、仮に第三者に渡っても町内のマンションを初め多くの事業所には防災協定での協力がなされており、これまでの経過も考え

るなら、引き続き避難場所として利用できるものと考えられる。また、津波等の大規模災害時には、久保ガードや清水川の久保橋の通行の危険が予想され、線路から海側の住民の一時避難に適さないと考えられる。町は、高台等にたくさんの土地を持ち、現状では大型テントなどを整備することにより、町内でのさまざまな災害への対応や町外の災害支援の貸し出しにも有効であると考えられる。何よりも房総地域には千葉県防災センターがなく、旧高校跡地は県の所有であるので購入の必要がなく、町として整備を要望することも検討すべきである。

### 3、緊急性。

まず、第一に中学校の体育施設整備の確定を急ぐ必要がある。同時に、津波の危険から保育所を高台へ移転してほしいという要望や、高齢者の集う拠点と避難所ともなっている御宿町地域福祉センターの老朽化による改修が求められている。このような検討は緊急を要する課題であり、本件よりも優先されるべきと考える。あったらいいだけではなく必要なもの、また、現在あるものを十分に活用することこそ、今の御宿町に必要な判断基準であることを指摘させていただいて、賛成討論といたします。

○議長（新井 明君） 次に、反対の発言を許します。

いませんか。

（発言する者なし）

○議長（新井 明君） では、賛成の方の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（新井 明君） いないようなので、討論を打ち切ります。

これより採決を行ないます。

この採決は起立によって行ないます。

発議第2号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（新井 明君） 起立多数です。

よって、発議第2号は可決することに決しました。

発議第2号が可決されましたので、議案第4号 平成23年度御宿町一般会計補正予算（第3号）について、修正動議による修正部分を除いた補正予算の採決を行ないます。

この採決は挙手によって行ないます。

修正動議による修正部分を除いた議案第4号に賛成の方は挙手願います。



(挙手多数)

○議長(新井 明君) 挙手多数です。

よって、修正動議による修正部分を除いた議案第4号は可決することに決しました。

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(新井 明君) 日程第6、発議第1号 御宿町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

石井芳清君、登壇の上、説明願います。

(5番 石井芳清君 登壇)

○5番(石井芳清君) 5番、石井です。

発議第1号を読み上げさせて、提案をさせていただきます。

平成23年6月16日。

御宿町議会議長、新井 明様。

提出者、御宿町議会議員、石井芳清。

賛成者、御宿町議会議員、中村俊六郎、同、小川 征、同、白鳥時忠。

御宿町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を地方自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

(提案理由)

平成18年の地方自治法改正で常任委員会の兼務が可能となったことにより、総務委員会、産業建設委員会、教育民生委員会において1人が2つの常任委員会に属することとする。

よって、各常任委員会の委員定数を4人から8人とし、広く意見を聞き、議会の活発化につなげるものです。

なお、申し合わせ事項として正副委員長は、2つの常任委員長の長副を兼務しないこととなっていることを申し添えます。

それでは、改正する条例を読み上げさせていただきます。

御宿町議会委員会条例の一部を改正する条例。

御宿町議会委員会条例(平成10年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号、第2号、第3号中「4人」を「8人」に改める。

附則、この条例は平成23年10月1日から施行する。

なお、細かい内容につきましては、新旧対照表がございますので、これをご覧いただきたいと思ひます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（新井 明君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行ないます。

この採決は挙手によって行ないます。

発議第1号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（新井 明君） 挙手全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（新井 明君） 以上で、今定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで石田町長よりあいさつがあります。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 第2回定例会、慎重なご審議誠にありがとうございました。

4議案をご審議いただきましたが、そのうちの補正予算案の中で、今、結論が出ましたが御宿高校購入に関する部分が、一部ご承認いただけなかったわけでございます。これは真摯に受けとめまして、また今後の行政に一生懸命努力させていただきたいと思ひます。

皆様方には、これから夏に向かいますが、どうかご健勝、ますますご活躍されますことをご祈念を申し上げまして、簡単ですがあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（新井 明君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） この修正動議が通ったということで、町長、町長の不信任にも値する。

一言申し上げておきますよ。それと、あんたは5月23日の全員協議会の中で、松崎議員の質問に対して、この件についても購入することになれば、私の政治生命をかけても過言ではない

とあんたは言ったんだよ。自分でも辞職でもする気はありませんか、ここまで言い切っているんなら。議員全員が聞いているんだよ、この言葉は。

いったんしょうがないけれども、そういう言葉をやたらに吐かないこと。大事な言葉ですよ、政治生命をかけてやるとか。簡単な言葉じゃないんだよ。我々聞いている人間はみんな重く受けとめているんですよ。だから、私は言ったんですよ、辞職勧告にも値すると言っているんです。そういうことをよく戒めて、今後のために力を入れてやってくださいよ。わかりますか、言っていること。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 一言だけ申し上げさせていただきます。

今ご指摘いただきました件につきましては、ご承認いただければ、私はやはりこの御宿高校跡地というのは御宿町にとって非常に貴重な財産でありますから、この活用の仕方により御宿町のこれからの将来が非常に明るくなってくると考えた次第でございます。

そういう中で一生懸命に取り組ませていただければという意味をもって申し上げました。そのことに関しまして、政治生命ということをお願いしましたが、いろいろと、解釈があらうかと思いますが、私はその意味で申し上げましたのでよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（新井 明君） 日程が終わっておりますが……。

○6番（伊藤博明君） わかっているんだよ、君。これ大切なことなんだよ。そういう言葉を吐いたということが大事なことだと言っているんだよ、こっちは。それがどうのこうのと言っている、町長はそういうちゃんといいわけをしたらそれで結構だよ。ただね、町長。あんたに言うておくけれども、自民党政権が変わる、そのときからいわゆるばらまきという交付税が、あんたが町長になった平成20年の12月から確定した。そこに合計すると4億500万円入っているんですよ、御宿に。それがあからこそ助かってきているの、御宿は。それがなかったら今ごろグリコですよ。これから二、三年たてば。そういう大事なことをよく頭に入れて、しっかりかかってもらいたい。職員もそうだ。町長に何か助言する言葉をあんたらも持ちなさいよ。町長は引っ込んでいろって、提案権も持って、執行権も持っている。年間32億円の執行権を持っているんですよ、大事なお金を。課長もにくまれたっていいから、口を聞きなさいよ。いつも黙っているのばかりじゃなくてさ。今後それをお願いして終わりにします。

○議長（新井 明君） どうもありがとうございました。

議員各位には慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきまして、円滑な運営ができたことを厚く御礼を申し上げます。

これから観光シーズンを迎え、放射能の影響が心配されます。また、暑くなりますので、議員各位におかれましては健康に充分ご配慮されますようお願いをいたします。

以上で、平成23年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午後12時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年10月 5日

議 長 新 井 明

署 名 議 員 石 井 芳 清

署 名 議 員 伊 藤 博 明